

# 所得税および復興特別所得税の 予定納税（第2期分）の納税をお忘れなく

所得税および復興特別所得税の予定納税（第2期分）

納付期間 令和4年11月1日（火）～11月30日（水）

※土・日・祝日は、金融機関および税務署の窓口での納付はできませんので、ご注意ください。  
※災害等により、予定納税額の納期限が延長された場合は異なります。詳しくは税務署にお尋ねください。

予定納税とは	納税する額
前年分の所得金額や税額などを基に計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の3分の1相当額をそれぞれ7月（第1期分）と11月（第2期分）に納めることとなっています。この制度を「予定納税」といいます。	予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「令和4年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されています。この通知書に記載された第2期分の金額が納税する額です。

### 予定納税額の減額申請

廃業、休業または業況不振などの理由で、令和4年10月31日（月）の現況による令和4年分の「申告納税見積額（年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額）」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合等は、予定納税の減額申請をすることができます。

第2期分の予定納税の減額申請をする場合は、令和4年11月15日（火）までに「予定納税額の減額申請書」※に必要事項を記載したうえ、所轄税務署に提出してください。

提出後、税務署では、その申請について承認、一部承認または却下のいずれかを決定し、その結果を書面でお知らせします。※「予定納税額の減額申請書」は、国税庁ホームページに掲載しています。



振替納税を利用している方	その他の方
令和4年11月30日（水）に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。令和4年11月29日（火）までに預貯金残高をご確認ください。 なお、振替納税に係る領収証書は発行されませんので、ご注意ください。	令和4年11月30日（水）までに以下のいずれかの方法で納付手続を行ってください。詳しくは国税庁ホームページ（ <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm</a> ）をご覧ください。 ・ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替） ・インターネットバンキング等 ・クレジットカード納付 ・コンビニ納付（バーコード） ・コンビニ納付（QRコード） ・金融機関または所轄の税務署窓口で納付 ※クレジットカード納付は決済手数料がかかります。 ※コンビニ納付は納付金額30万円以下に限ります。

※納付には、便利な振替納税をご利用ください。「振替依頼納付書」は自宅からe-Taxで提出することができます。詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/online.htm>）をご覧ください。

# 令和5年分について消費税の届出は お済みですか？

令和5年分について消費税の申告をされる個人事業者の方へ

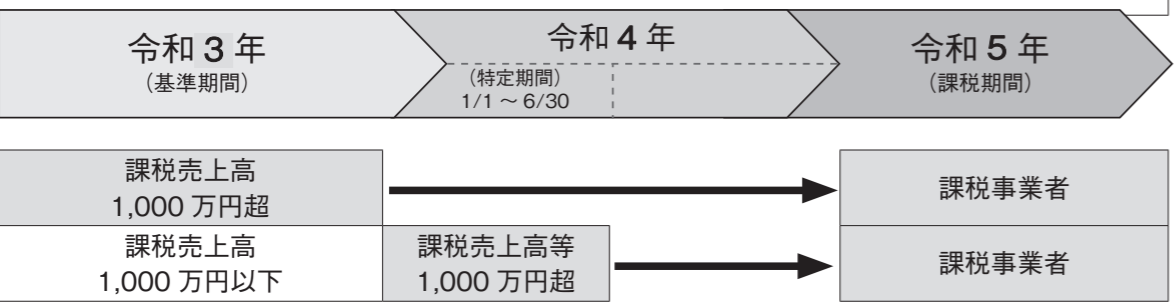
### 新たに課税事業者となる方

個人事業者の方で、新たに課税事業者（消費税の申告・納付が必要な方）となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書（基準期間用）」を提出する必要があります。

### 令和5年分において課税事業者となる方

令和3年分（基準期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、令和5年分は消費税の課税業者に該当します。

※令和3年分とは、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの期間に係る年分をいいます。  
※令和3年分（基準期間）の課税売上高が1,000万円以下であっても、令和4年1月1日から令和4年6月30日までの期間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、令和5年分は消費税の課税業者に該当します。この場合、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書（特定期間用）」を提出する必要があります。  
なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。



簡易課税制度の選択	簡易課税制度とは
令和3年分（基準期間）における課税売上高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。 令和5年分から簡易課税制度を適用して申告する方は、令和4年12月31日までに、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。	課税期間における課税売上げに係る消費税額に、事業区分に応じた「みなし仕入率」を掛けて計算した金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算する制度です。

注意事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 課税事業者の方は、消費税法に基づく帳簿の記載が必要です。</li> <li>○ 一般課税で申告される方（簡易課税制度の適用を受けない方）が仕入税額控除を適用するためには、区分経理（取引等を税率ごとに区分して記帳するなどの経理）に対応した帳簿および請求書等（区分記載請求書等）の保存が要件となります。</li> <li>○ 区分経理を行うことが困難な中小事業者（基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者）の方には、経過措置として、売上税額の計算の特例が設けられています。 ※売上税額の計算の特例は、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間、適用することができます。</li> </ul>

※消費税の届出や、帳簿の記載方法等について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、十勝池田税務署へお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」番を選択してください。  
※「消費税課税事業者届出書」や「消費税簡易課税制度選択届出書」等の各種届出書はe-Taxでも提出できます。詳しい手続については、e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）でご確認ください。

問合せ先  
十勝池田税務署  
役場住民課住民税係 ☎ 572・2171  
572・2213

問合せ先  
十勝池田税務署 ☎ 572・2171

▽消費税の届出はお済みですか？

議会だより

役場だより

▽消費税の届出はお済みですか？

議会だより

役場だより